

4 - 9 令和4年食中毒発生状況一覧表

No	発生日	発生場所	取扱保健所	摂食者数	患者数	患者累計	死者数	原因食品	病因物質	原因施設	摂食場所	概要	行政処分
1	1月29日	長崎市	長崎市	不明	1	1	0	不明	アニサキス	不明	家庭	令和4年2月1日(火)午前10時頃、長崎市内の医療機関より、患者からアニサキスを抽出したとの連絡を受け、探知した。患者は1月29日(土)に市内魚介類販売施設にてイワシの刺身を購入し、午後9時に喫食。同日29日の午後11時に胃痛等の症状を呈した。なお、患者は29日以前も毎晩刺身(複数施設で購入)を喫食しているため、原因食品及び原因施設を特定するには至らなかった。	-
2	2月7日	長崎市	長崎市	1	1	2	0	家庭で調理したイワシの刺身	アニサキス	家庭	家庭	令和4年2月8日(火)午前10時頃、長崎市内の医療機関より、患者からアニサキスを抽出したとの連絡を受け、探知した。患者は2月5日(土)午後6時頃に自宅でイワシを捌いて刺身で食べた。2月7日(月)午前0時頃、胃痛発症。患者は発症以前7日間で魚介類生食は当該食品のみであった。なお、患者の協力が得られなかったため販売業者については特定できなかった。	-
3	4月20日	長崎市	長崎市	4	1	3	0	しめさば、鯛の刺身(推定)	アニサキス	家庭	家庭	令和4年4月20日(水)午前11時頃、長崎市内の医療機関より、患者の胃からアニサキスを抽出したとの連絡を受け、探知した。患者は4月19日(火)に市内魚介類販売施設にてしめさば(ブロック)と鯛の刺身(ブロック)を購入し、自宅調理を行い午後19時に喫食。4月20日の午前2時頃、吐き気、頭痛等の症状を呈した。発症以前7日間に患者が喫食した未加熱の鮮魚介類は当該食品に限られたことから、原因食品を当該食品と推定した。	-
4	4月21日	諫早市	県央	2	1	4	0	4/20に販売されたシメサバ	アニサキス	魚介類販売業	家庭	令和4年4月21日(木)午後4時30分頃、諫早市在住の男性より「スーパーで購入したシメサバを喫食後、腹痛があり、医療機関を受診したところ、アニサキス5匹が抽出された」との旨通報が探知。調査の結果、発症者は当該施設が販売したシメサバ以外に原因となる鮮魚介類の喫食はなく、喫食から発症までの時間がアニサキス食中毒の特徴と一致すること、当該施設ではサバの冷凍処理を行っていないことから、医療機関でアニサキス虫体が抽出されていることから、当該魚介類販売施設が加工したシメサバを原因食品とする食中毒と断定した。(行政処分は行わず、アニサキスに関する正しい知識及び予防対策の徹底について指導)	-
5	5月8日	時津町	西彼	1	1	5	0	5/8に当該飲食店が提供した海鮮丼	アニサキス	飲食店営業	飲食店営業	令和4年5月10日(火)午後5時頃、旭川市保健所より海鮮丼を喫食した人が、腹痛を呈し、医療機関を受診したところ、アニサキスを検出した旨の通報があり探知。患者は5月8日(日)時津町の飲食店にて海鮮丼を喫食、同日腹痛を呈し、5月10日(火)午後3時30分頃、北海道旭川市内の医療機関にてアニサキス虫体を検出し胃アニサキス症と診断された。調査の結果、発症者は当該施設が提供した海鮮丼以外に原因となる鮮魚介類の喫食はなく、喫食から発症までの時間がアニサキス食中毒の特徴と一致すること、医療機関でアニサキス虫体が抽出されていることから、当該飲食店が調理した鮮魚介類を原因食品とする食中毒と断定した。(行政処分は行わず、アニサキスに関する正しい知識及び予防対策の徹底について指導)	-
6	5月10日	南島原市	県南	1	1	6	0	アジの切り身	アニサキス	魚介類販売業	家庭	令和4年5月13日(金)午後2時頃、患者本人から受診した医療機関でアニサキスが抽出された旨の通報があり探知。患者は5月10日(火)南島原市内のスーパーにてアジの切身を購入、同日、自宅にて発症者を含む2名で喫食、翌11日(水)吐き気、激しい腹痛を呈した。調査の結果、患者は当該施設が販売したアジの切り身以外に原因となる鮮魚介類の喫食はなく、喫食から発症までの時間及び症状がアニサキス食中毒の特徴と一致すること、医療機関でアニサキス虫体が抽出されていることから、当該魚介類販売施設が加工したアジの切り身を原因食品とする食中毒と断定した。(行政処分は行わず、アニサキスに関する正しい知識及び予防対策の徹底について指導)	-
7	5月13日	南島原市	県南	1	1	7	0	5/12に販売された生食用鮮魚介類(シメサバ、ヒラの刺身)	アニサキス	魚介類販売業	家庭	令和4年5月16日(月)午後1時頃、島原市の医療機関より、患者からよりアニサキスを抽出したとの連絡があり、探知。患者は5月12日(木)南島原市内のスーパーにて購入したシメサバ及び刺身(ヒラ)を自宅にて喫食、5月13日(金)嘔吐、激しい上部腹痛を呈し、同日および15日に当該病院を受診、16日にアニサキス虫体を抽出。患者は当該施設が販売したシメサバと刺身(ヒラ)以外に原因となる鮮魚介類の喫食はなく、喫食から発症までの時間及び症状がアニサキス食中毒の特徴と一致すること、医療機関でアニサキス虫体が抽出されていることから、当該魚介類販売施設が加工したシメサバ及び刺身(ヒラ)を原因食品とする食中毒と断定した。(行政処分は行わず、アニサキスに関する正しい知識及び予防対策の徹底について指導)	-
8	6月9日	長崎市	長崎市	2	2	9	0	自分で釣ったフグ	テトロドトキシン	家庭	家庭	患者2名は、自分で釣ったフグを6月9日(木)に自宅で調理し同日21時頃に喫食した。うち1名が、6月10日(金)0時頃全身の痺れや下痢等の症状を呈し、医療機関に緊急搬送され入院した。また、もう1名も6月10日(金)3時頃、手足の痺れや嘔吐等の症状を呈し、同日14時頃に同医療機関で診察を受けた。患者を診察した医師から食中毒の届出があり、患者の喫食状況及び発症状況から、フグによる食中毒と判断した。	-

9	6月19日	長崎市	長崎市	3	1	10	0	不明	アニサキス	不明	家庭	令和4年6月20日(月)午後15時頃、長崎市内の医療機関より、患者からアニサキスを抽出したとの連絡を受け、探知した。患者は6月18日(土)に市内魚介類販売施設にて購入したしめさば等を夕食に喫食。翌日19日(日)の午前0時に胃痛の症状を呈した。なお、患者は18日以前も每晚刺身(複数施設で購入)を喫食しているため、原因食品及び原因施設を特定するには至らなかった。	-
10	7月2日	南島原市	県南	2	1	11	0	7/2に販売された生食用鮮魚介類(シメサバ、刺身(キス、タチウオ))	アニサキス	魚介類販売業	家庭	令和4年7月3日(日)午後0時頃、島原市内の医療機関より、患者からアニサキスを抽出したとの連絡を受け探知。患者は7月2日(土)に南島原市内の魚介類販売施設にて購入したシメサバ等を夕食に喫食。同日午後9時30分頃に上部腹痛等の症状を呈した。調査の結果、発症者は当該施設が販売したもの以外に原因となる鮮魚介類の喫食はなく、喫食から発症までの時間及び症状がアニサキス食中毒の特徴と一致すること、医療機関でアニサキス虫体が抽出されていることから、当該施設を原因とする食中毒と断定。(行政処分は行わず、アニサキスに関する正しい知識及び予防対策の徹底について指導)	-
11	8月9日	南島原市	県南	1	1	12	0	8/8に販売されたシメサバ	アニサキス	魚介類販売業	家庭	令和4年8月9日(火)午後4時頃、島原市内の医療機関より、患者からアニサキスを抽出したとの連絡を受け探知。患者は8月8日(月)に南島原市内の魚介類販売施設にて購入したシメサバを喫食。翌9日定期検診における胃カメラ検査にてアニサキス虫体が抽出された。調査の結果、患者は当該施設が販売したシメサバ以外に原因となる鮮魚介類の喫食はなく、医療機関でアニサキス虫体が抽出されていることから、当該施設を原因とする食中毒と断定。(行政処分は行わず、アニサキスに関する正しい知識及び予防対策の徹底について指導)	-
12	8月21日	大村市	県央	4	1	13	0	8/20に当該飲食店が提供した刺身	アニサキス	飲食店営業	飲食店営業	令和4年8月24日(水)午前11時30分頃、佐々町在住の男性より病院でアニサキスが抽出された旨の通報があり探知。調査の結果、発症者は、8月20日午後7時頃、4名グループで大村市内の居酒屋にて刺身を喫食。翌21日午前6時頃、激しい腹痛を呈し、8月23日佐々町内内の医療機関で胃カメラ検査によりアニサキス虫体が抽出された。患者は当該施設が提供した刺身以外に原因となる鮮魚介類の喫食はなく、喫食から発症までの時間がアニサキス食中毒の特徴と一致すること、医療機関でアニサキス虫体が抽出されていることから、当該店舗が提供した刺身を原因食品とする食中毒と断定した。(行政処分は行わず、アニサキスに関する正しい知識及び予防対策の徹底について指導)	-
13	10月12日	長崎市	長崎市	1	1	14	0	刺身盛り合わせ(アジ・タチ・ヒラス・タイ等)	アニサキス	魚介類販売店	家庭	令和4年10月21日(金)午後11時30分頃、長崎市内の医療機関より、患者からアニサキスを抽出したとの連絡を受け、探知した。患者は10月11日(火)に市内魚介類販売施設にて購入した刺身盛り合わせを夕食に喫食。翌日12日(日)の午前4時に胃痛の症状を呈した。患者は発症一週間以内に原因食品以外に魚介類を喫食していなかったため当該魚介類販売施設を原因施設と推定された。 (虫体抽出は10月12日)	-
14	10月19日	佐世保市	佐世保市	6	6	20	0	10/17に当該飲食店が提供した食事	カンピロバクター・ジェジュニ	飲食店営業	飲食店営業	令和4年10月24日(月)午後5時30分頃、大村市内の医療機関より、佐世保市内の飲食店を利用した6名のうち1名が腹痛、下痢、発熱等の症状で入院し、検便からカンピロバクターが検出され、他に数名有症者がいるとの情報がある。との連絡があり探知。調査の結果、有症者らは、佐世保市内の飲食店を10月17日(月)午後7時頃に6名のグループで利用し、内6名が10月19日(水)午前10時頃から21日(金)午前7時頃にかけて腹痛・下痢・発熱・嘔吐等の症状を呈していた。患者のうち4名の検便からカンピロバクターが検出されたこと、患者の症状及び潜伏期間がカンピロバクターによるものと一致していたこと、患者の共通食が当該飲食店で提供された食事のみであったこと、加熱用の鶏肉を加熱不十分のまま提供したこと、患者を診察した医師から食中毒の届出があったこと、から当該飲食店を原因施設と断定した。	-
15	10月22日	長崎市	長崎市	3	3	23	0	10/19に当該飲食店が提供した食事	カンピロバクター	飲食店営業	飲食店営業	令和4年10月25日(火)午後1時20分頃、市内医療機関より、市内の飲食店で会食した複数名が食中毒様症状を呈している。との連絡を受け探知。調査の結果、10月19日(水)の夜に当該施設を利用した1団体の3名中3名が腹痛、下痢等の症状を呈していることが判明した。有症者3名中3名の便からカンピロバクターが検出されたこと、共通食が当該施設で提供された食事(鶏胸たたき、鶏レバー炙り串など)のみであること等から、当該施設で提供された食事を原因とする食中毒事件であると断定した。	-
16	12月12日	対馬市	対馬	9	6	29	0	12/10に当該飲食店が提供した食事	カンピロバクター・ジェジュニ	飲食店営業	飲食店営業	令和4年12月15日(木)午後1時頃、市内医療機関より、市内の飲食店で会食した患者が食中毒様症状を呈している。との連絡を受け探知。調査の結果、12月10日(土)の夜に当該施設を利用した1団体の9名中6名が下痢、嘔吐、発熱等の症状を呈していることが判明した。有症者全員の共通食がこの飲食店の食事以外にないこと、有症者3名の便からカンピロバクターが検出されたこと等から、当該施設で提供された食事を原因とする食中毒事件であると断定した。	停止2日
合計				41	29		0						